平成 18 年５月 18 日

各　　位

会　　社　　名　扶桑化学工業株式会社
代表者の役職名　代表取締役社長　北島徹夫
（ＪＡＳＤＡＱ・コード番号：４３６８）
問い合わせ先　取締役ＩＲ広報室長兼秘書室長
渡會修身
電　話　番　号　０６－６２０３－９０９０

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年５月 18 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 18 年６月 23 日開催予定の第 49 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．定款変更の目的

(1) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）ならびに会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）および会社法計算規則（同第 13 号）が平成 18 年５月１日に施行されたことに伴い、以下の理由により、定款の変更を行うものであります。

① 単元未満株式について権利行使できる内容を明確にするため、変更案第９条（単元未満株式についての権利）を新設するものであります。

② 株主総会において、より充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。

③ 取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第 25 条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。

④ 取締役および監査役が職務の執行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議をもって法令が定める範囲内で責任を免除することができるようにするとともに、社外取締役および社外監査役に相応しい人材を招聘に備えるべく、社外取締役および社外監査役との間に責任限定契約を締結できるようにするため、変更案第 28 条（取締役の責任免除）および第 36 条（監査役の責任免除）の規定を新設するものであります。
なお、変更案第 28 条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

⑤ 会計監査人が会社の機関とされたことから、第６章として新たに会計監査人の規定を設けるとともに、会計監査人が職務の執行にあたり期待される役割を十分に発揮できるよう、会計監査人との間に責任限定契約を締結できるようにするため、変更案第 37 条（選任方法）、第 38 条（任期）および第 39 条（会計監査人の責任限定契約）の規定を新設するものであります。

⑥ 上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正および移設など、全般にわたって所要の変更を行うものであります。

(2) 公告閲覧の利便性の向上および公告掲載費用の節減のため、公告方法を電子公告とし、予備的公告方法の規定と併せて、現行定款第４条につき所要の変更を行うものであります。

(3) これまで「３名以上」と定めていた取締役の員数について上限規定を設けるとともに、現状の取締役の員数ならびに今後の事業展開等を勘案し、現行定款第 18 条を「10 名以内」に変更するものであります。

(4) 役付取締役に「取締役相談役」を置くことができるよう、現行定款第 21 条につき所要の変更を行うものであります。

(5) これまで「３名以上」と定めていた監査役の員数について上限規定を設けるとともに、現状の監査役の員数に即し現行規定第 29 条を「５名以内」に変更するものであります。

２．定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

３．日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年６月 23 日
定款変更の効力発生日	平成 18 年６月 23 日

以　上

別　紙

＜定款変更の内容＞

（＿＿＿線部分は変更部分）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１章　総　則	第１章　総　則
（新設）	（機関） 第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 １.取締役会 ２.監査役 ３.監査役会 ４.会計監査人
（公告の方法） 第４条　当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	（公告方法） 第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
第２章　株　式	第２章　株　式
（発行する株式の総数） 第５条　当会社の発行する株式の総数は、19,000,000株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、19,000,000株とする。
（新設）	（株券の発行） 第７条　当会社は、株式に係る株券を発行する。
（自己株式の取得） 第６条　当会社は、商法第211条ノ３第１項第２号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	（削除）
（１単元の株式の数および単元未満株券の不発行） 第７条　当会社の１単元の株式の数は、100株とする。 ②　当会社は、１単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。	（単元株式数および単元未満株券の不発行） 第８条　当会社の単元株式数は、100株とする。 ②　当会社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新設）	（単元未満株式についての権利） 第９条　当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 １.会社法第189条第２項各号に掲げる権利 ２.会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 ３.株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 ４.次条に定める請求をする権利
（株券の種類） 第８条　当会社の株券の種類は、取締役会で定める株式取扱規程による。	（削除）
（単元未満株式の買増し） 第９条　当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて１単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。	（単元未満株式の買増し） 第10条　当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
（株式取扱規程） 第10条　当会社の株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会で定める株式取扱規程による。	（株式取扱規程） 第11条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
（名義書換代理人） 第11条　当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。 ②　名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 ③　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は、すべて名義書換代理人に取扱わせ、当会社においては、これを取扱わない。	（株主名簿管理人） 第12条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 ②　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。 ③　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（基準日） 第12条　当会社は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ②　前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。	（削除）
第３章　株主総会	第３章　株主総会
（招集の時期） 第13条　（省略）	（招集） 第13条　（現行どおり）
（新設）	（定時株主総会の基準日） 第14条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。
（招集権者および議長） 第14条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 ②　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。	（招集権者および議長） 第15条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ②　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
（新設）	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
（決議の方法） 第15条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行う。 ②　商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上に当たる多数をもってこれを行う。	（決議の方法） 第17条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ②　会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（議決権の代理行使） 第16条　株主は、議決権を有する当会社の他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 ②　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。	（議決権の代理行使） 第18条　株主は、議決権を有する当会社の他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 ②　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
（議事録） 第17条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印する。	（削除）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（取締役の員数） 第18条　当会社の取締役は、３名以上とする。	（員数） 第19条　当会社の取締役は、１０名以内とする。
（取締役の選任） 第19条　取締役は、株主総会で選任する。 ②　前項の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 ③　（省略）	（選任方法） 第20条　取締役は、株主総会において選任する。 ②　前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③　（現行どおり）
（取締役の任期） 第20条　取締役の任期は、就任後１年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。	（任期） 第21条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（代表取締役、役付取締役） 第21条　当会社を代表する取締役は、取締役会の決議をもってこれを定める。 ②　取締役会の決議をもって、取締役名誉会長、取締役会長および取締役社長各１名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。	（代表取締役および役付取締役） 第22条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ②　取締役会は、その決議によって取締役名誉会長、取締役会長および取締役社長各１名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を定めることができる。
（取締役会の招集権者および議長） 第22条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。 ②　取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。	（取締役会の招集権者および議長） 第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 ②　取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（取締役会の招集通知） 第23条　（省略） ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。	（取締役会の招集通知） 第24条　（現行どおり） ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
（取締役会の決議方法） 第24条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。	（削除）
（新設）	（取締役会の決議の省略） 第25条　当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。
（取締役会の議事録） 第25条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。	（削除）
（取締役の報酬および退職慰労金） 第26条　取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。	（報酬等） 第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。
（相談役および顧問） 第28条　当会社は、取締役会の決議をもって、相談役および顧問を置くことができる。	（削除）
（新設）	（取締役の責任免除） 第28条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第５章　監査役および監査役会 （監査役の員数） 第29条　当会社の監査役は、３名以上とする。	第５章　監査役および監査役会 （員数） 第29条　当会社の監査役は、５名以内とする。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（監査役の選任） 第30条　監査役は、株主総会で選任する。 ②　前項の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。	（選任方法） 第30条　監査役は、株主総会において選任する。 ②　前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
（監査役の任期） 第31条　監査役の任期は、就任後４年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 ②　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	（任期） 第31条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
（常勤の監査役） 第32条　監査役は、互選により常勤の監査役を定める。	（常勤の監査役） 第32条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。
（監査役会の招集通知） 第33条　（省略） ②　監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。	（監査役会の招集通知） 第33条　（現行どおり） ②　監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
（監査役会の決議方法） 第34条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。	（削除）
（監査役会の議事録） 第35条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。	（削除）
（監査役会規程） 第36条　（省略）	（監査役会規程） 第34条　（現行どおり）
（監査役の報酬および退職慰労金） 第37条　監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。	（報酬等） 第35条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新設）	（監査役の責任免除） 第36条　当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
（新設）	第６章　会計監査人
（新設）	（選任方法） 第37条　会計監査人は、株主総会において選任する。
（新設）	（任期） 第38条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする ②　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
（新設）	（会計監査人の責任限定契約） 第39条　当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第６章　計　算	第７章　計　算
（営業年度および決算期） 第38条　当会社の営業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までとし、営業年度末日を決算期とする。	（事業年度） 第40条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの1年とする。
（利益配当金） 第39条　利益配当金は、毎年３月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対してこれを支払う。	（剰余金の配当の基準日） 第41条　当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
（新設）	②　前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（中間配当） 第40条　当会社は、取締役会の決議により、毎年９月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対してこれを支払う。	（中間配当） 第42条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日を基準日として、中間配当をすることができる。
（新設）	（自己株式の取得） 第43条　当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
（利益配当金等の除斥期間） 第41条　利益配当金および中間配当金は、その支払い開始の日から満３年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。	（配当金の除斥期間） 第44条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。